

6. 8. 19
2912

未正新当十九年石液、印平天ヲ着ニ通リカ、リタルカ
 一同主人ヲ包圍シテ袋叩キトシ言治十日間ノ要スル傷
 害ヲ負ハセテ逃走セル者ノ所轄西神田署ニ於テ捜査、
 結果林下葉陽中松一ニ九九パンキ液工二保麻岩部
 以指三十二年生ヲ按察形補ハタル結果兼行者八中林利
 清水組ニ大木幸吉、木戸力治、外十七八名ト若引
 續キ捜査中
 右及中(通)報候也

労働部第二二第
 昭和九年八月十八日

警視總監 高橋 宇雄

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社 會 局 長 官 殿

中央郵便局送装工ノ労働争議ニ關スル件 (解決)

標記労働争議ハ既叙ノ通り累竹傷害事件ヲ及覆レ悪化ノ傾向アリタルニ伴フ關係組合員ノ當處労働係ニ招致レテ嚴重ナル警告シ加フルト共ニ警戒ニ嚴シクシテ其ノ後格別ノ行動ナクシテ解決ノ機運醸成シ争議團體ハ隊ネテ提出セル要求ヲ撤回シ自叙ノ状態トナリ解決方ニ組合本部ニ一任スルニト、ナリタル爲メハ